

第25期 第5回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和5年11月13日（月）13時30分から16時20分

2 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3 出席委員（18名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	安井	善次	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	濱田	博之	委員

4 欠席委員（0名）

5 説明員（1名） 農林水産課

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認および農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 議案第18号 農用地利用集積計画について
議案第19号 大津市農業委員会規程の一部改正について
報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第19号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第20号 農地の転用事実等に関する照会について
報告第21号 広報誌「みどりのこだま」第93号について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9 議事概要

- 事務局長 それでは、第25期第5回の大津市農業委員会定例総会を開催いたします。最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。
- 先唱につきましては、今回5番井上一夫委員に先唱いただきますので、一斉にご唱和をお願いいたします。

<大津市農業委員憲章斉唱>

- 事務局長 ありがとうございます。それでは、ご着席ください。
- それでは、会議全体の進行は副会長の輪番制となっております。本日は、北部選出の副会長であります村田省三委員をお願いいたします。
- それでは、よろしく申し上げます。

- 副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。
- 本日は、全委員にご出席いただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
- なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
- 次に、会長からご挨拶をいただきます。

- 会 長 < 会長挨拶 >

- 副会長 ありがとうございます。
- それでは、引き続きまして議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長をお願いしたいと存じます。会長、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
議事録の整理のため、発言に当たっては、挙手し、氏名を述べていただいた上でご発言いただくようお願い申し上げます。
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。
では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

10番 正田 富美子 委員
11番 万木 巳壽 委員
よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入っていきます。
議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。
No.1の伊香立向在地町につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 当該地は3筆あります。〇〇番、〇〇番に関しては、今年も譲受人の方が耕作されておりまして、現状何も問題はなかったと感じております。〇〇番の農地に関しましては、今年も耕作しておられませんでした。ただ、現地確認に行った際には既に草も刈られて、いつでも耕作できるような状態になっておりましたので、何ら問題ないかと感じております。この3筆に関しましては、譲受人の方にはお子さんもおられますので、経営キャパ的にも全然問題ないかと感じております。
私のほうからは以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.2の北大路三丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 当該地には、推進委員と〇〇、譲渡人の代理の4名で立ち会いをさせてい

ただきました。

この〇〇は、障害者が入居しておられる施設であり、立会の現場においても、畑仕事に入居者が行かれるところにちょうど遭遇しまして、聞いていますと、今回初めてではなくて、真野、和邇のほうの施設の方が畑仕事をしておられることをお聞きし、職員の方2名が中心となって畑作業をしておられる実績もありますので、譲渡人は99歳という高齢で、今後農地が荒れることを心配されますので、貸し出しされて、そういう施設の役に立つのが妥当ではないかということで、私も推進委員も賛同し、何も問題ないかと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、No.3の千町三丁目につきまして、地元委員よりお願いいたします。

委 員 現地調査につきましては、去る10月29日に地元の推進委員と実施いたしました。当該農地の面積が805㎡、約8畝でございます。平成9年に仮登記以来、26年間イノシシなどの獣害と闘いながら、タマネギ、ジャガイモ、イチゴ等の野菜栽培を中心に続けておられます。10年前に夫が死亡後は一人で従事されておりますけれども、77歳の本人は極めて元気で、今後も野菜作りに意欲を持っている次第であります。用水は新田池から流れる水路を利用いたします。また、小型耕運機、あるいは草刈り機を自ら使用いたして耕作に励んでおられます。また、周辺農業者とも連携して、水路や池の草刈り等、共同作業にも取り組んでおられることからして、本申請は妥当、許可相当と判断するところでございますので、どうかよろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、No.4の大江六丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委 員 先月の30日に、推進委員と現地確認に行ってきました。ちょうど第3回の分譲地ですけれども、直線に擁壁がずっとできていて、一部、49㎡なんですけれども、交換ということで話ができたようです。分譲開発に伴い、水路の確保や配分方法を確認しましたけれども、特に問題はありません。前の道路もきれいにできていて、擁壁もずっと真っすぐ直線にできていますので、49㎡と等価交換ということで特に問題ないと思います。どうぞ審議のほうをよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、No.5の大萱七丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺

いします。

委員 こちらの案件ですけれども、私と推進委員とで10月末に現地立会いを行いました。現地は、大萱7丁目の第一種住居専用地域となっている地域で、住宅及び集合住宅に囲まれている市街化区域の中の農地でございます。当該農地は、譲受人を含む3人の共有ですけれども、現状は、譲受人が当該農地での耕作を仕事の傍らしてこられた状況でございます。今回、共有者である兄は、〇〇のほうにお住まいの方で、将来的に持っていますが、〇〇から大萱まで来て、一緒に耕作をするのはだんだんとしんどくなってくるので、弟のほうに渡したいという話になり、今回譲渡人から譲受人に渡すということで話ができて、この申請になった次第でございます。譲受人は、申請地のすぐ隣に住んでおられまして、小型の農機具も有しておられ、従前と同様に当該農地で耕作を続けていくということの意思確認を行っております。この申請については、何ら問題ないものと私は判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。
それでは、No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、去る10月23日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。
なお、No.1とNo.8は局会議で一日立会は不要といたしましたので、No.2からNo.7までの報告をお願いいたします。どうぞ。

委 員 一日立会において現地確認をさせてもらいました結果の状況について、報告をさせていただきます。

伊香立生津町の件につきましては、所有者5人の方がおいでになって、23日に現地確認をさせてもらいました。当日は、今申し上げましたように、各地権者立ち会いの下に、なおかつ全体的な状況から判断という形で申し上げるならば、多くの地権者がおられる中で、露天資材置場にするという農転になっておりまして、組合関係の中で問題が発生することを考えますと、実際にそういう組合の動きというものがまず一つの問題であったというように理解をしております。しかしながら、それについて今回この地域を露天資材置場として申請をされ、確認をした中では、水利の問題等が発生する可能性もあるので、その点を十分注意するようにとということで、それに対応するという状況の報告もありました。内容につきましては、別段問題はないかというように推察をいたしております。皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、当日には事務局立ち会いの下に行っておりまして、地域の農業委員、また推進委員立ち会いの下に確認をさせてもらったということでございます。

No.7番の真野普門一丁目につきましては、先ほど事務局からも説明がありましたように、当地につきましては、奥まったところに住宅がある。そこに

進入するのに困難であるということから、一部転用という形で農地を道路に変更するということでは、ほかに関連する農地があるということではございませんので、別に申請についての内容は問題ないというように判断をしております。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いします。
No.1の南比良につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 10月28日土曜日に現地確認に行き、ちょうど秋作業が終わって倉庫の片づけを申請人の息子さんがしておられ、直に話を聞かせてもらいました。亡くなったお父さんが、農地に倉庫を建て、それを壊して、別に新しく倉庫を建て、壊した後の農地は駐車場として利用され、車が今止まっていたが、転用申請がされていなかったということで、今回申請をされました。次の代の息子さんがおられ、一生懸命農業をされている雰囲気、理想的な形と思います。顛末書も出ています。お父さんが手続をされていなかったということだけなので、何とかご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.2、No.3、No.4、No.5、No.6の伊香立町生津町につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 No.2から6までにつきましてですが、こちらに関しての経緯は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、勘違いからスタートしております。それで、現状を確認いたしまして、32ページを見ていただきたいんですけども、地番の〇〇が法面になっております。こちらに用水路が入っておりますので、こちらの今回申請されております土地からの雨水の流出というのは、この〇〇番にあります用水路で全て流れていきますので、隣接します〇〇番の農地には一切流れていないというのが今までございました。それで、こちらは申請にもありますとおり、過去これが何年か前から残土が積んであるんですけども、今まで隣の農地に流出するということもないということで説明を受けております。

あとは30ページを見ていただきたいんですけども、写真にあります残土、これが過去一番残土のある状態であるという説明を受けました。それで、今後もこれ以上の残土は入ってこないということでおっしゃっていたので、引き続き残土が流出する、雨水がほかの田んぼに流入するということはないように報告を受けております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.7の真野普門一丁目につきましては、私が地元委員でございますので、意見を述べさせていただきます。

No.7のこの件につきましては、進入路の一部転用ということですがけれども、周辺は全部宅地になっておりまして、この一角だけがちょうど農地になっておりますので、道を拡幅しても何ら問題ない、迷惑はかからないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、No.8の坂本八丁目につきましては、地元委員よりご意見を願います。

委員 去る10月24日に推進委員同行の下、現地確認をしてまいりました。現在まで何十年と放置している状況で、この写真を見ていただいたら分かりますように、畑という形状は全くございませんでした。ちょうど県大津土木事務所がその近くの工事をしていまして、大津から坂本の日吉大社を通過して、西教寺から伊香立のほうへ抜ける道がこの通路に当たりまして、たまたま大津土木事務所から委託された測量士が現地確認をしている最中に来られ、確認したところ、この現場の今、顛末案件となっているところはそのルートになるという確認を得ています。したがって、これは現在全く畑の形状はございませんが、近い将来道路になるということで、何ら問題ないと考えておりますので、ひとつご審議のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。
No.1につきましては賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No.7について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、No.7は許可することに決定いたします。
続きまして、No.8について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.8は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、10月23日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。
なお、No.2は局会議で一日立会は不要としましたので、No.2を除きご報告をお願いいたします。

委 員 真野普門三丁目の件について報告を申し上げます。

この件につきましては、地元推進委員、また〇〇さんにご臨席をいただき、現地の確認をさせていただきました。現在、ご存じのように、真野普門周辺につきましては道路の拡張工事等を実施されておりました、資材置場がどうしても必要だということから、今回の本申請地が上がったということでございます。ちょうど道路側にはガソリンスタンドがございまして、そこに対する影響と農地としての今まで利用されていた分の影響等もあるか確認をしましたところ、擁壁等があって、そこから実際に土砂が流出する、水利の関係が出る状況ではございません。なおかつ、この敷地の道路側に水路がございまして、今回のこの申請が問題視されることはないことを確認いたしました。

No.3の赤尾町につきましては、23日に地元委員、推進委員と現地の確認を行いました。事務局からありましたように、ここにつきましては先代、また母親も亡くなっておられるということで、現地を今は〇〇さんがやるという形になっていまして、農地としての分、併せて農業用倉庫等の建て替えと、また旧にあった倉庫を改造するということが今回の申請になったわけでございます。

なお、農地につきましては、ほかにも影響があるものは一切ございませんでしたので、一応水利の関係だけは確認しましたところ、別にこの関連する農地としてやられる分においても水利がここに問題があるかということになりますと、現在状況としましては周りが住宅地になっておりました、ほかには影響がないというような状況も確認いたしました。ということで、別に問題はないように推察をいたします。

続きまして、4番の大石富川町につきましては、譲受人が〇〇で、また譲渡された方は〇〇の在住の方であって、その場所を露天資材置場として活用するということが、実際に現地につきましては不耕作という状況で、田の要素をなさないような状況ですので、それを改めて露天資材置場として活用するのは、別に問題はないというように確認しました。

次に、5番目の大石富川町、これにつきましても露天資材置場での利用ということで、信楽川の側面にあるような土地で、なおかつ道路から進みますと、場所的に谷川に土地がある、河川敷というような状況の中にある農地が申請地として出てきております。現地確認につきましては、ここを造成等する事業者が来ており、その方から伺ったところ、造成をした上で活用するという方向で、推進委員、農業委員としての立場としては、改めて田をする必要性がないような場所ですので、これを露天資材置場として活用されるならば、別に問題はないかなと確認いたしました。

No.6太子一丁目につきましては、造園業をしておられる方が譲り受けてということで、〇〇さんから〇〇に譲渡されるという形で、あくまでも露天資材置場としての活用をすることで現地確認をいたしました。周りには公民館等もあり、その一部等も道路から入口についてはこの〇〇さんのお持ちの土地であって、なおかつその奥に公民館がある。また、その隣には今回

のメインになります1,100㎡の田がございまして、その田を造園業のための材料、廃材等を置いて、一時保管をしながらそれを活用するというごことございまして。現地につきましては、水路が一部あったわけございまして、隣にあります川を隔てたところに水路の確保がされておりましたけれども、その田には何ら影響がないことございまして、当日は事務局同席の上で確認をさせてもらっております。

なお、この土地の活用する際に周りには、道路等がございまして、周りの田んぼ等には影響がないと確認いたしました。

次は、里一丁目〇〇番地、面積は1,369㎡あるということです。〇〇さん、また〇〇さん、各担当者、また譲受人も出席をいただいて、内容を確認しました。それら事務局から説明がありましたように、道路に沿ったところにつきましては〇〇が以前にも購入し、資材置場として活用している分の内側というので、それを活用するというごこと、この1,194㎡を確保して、それを売買ということになります。なおかつ、その隣にもう一つ土地がありまして、そこには他の方が資材置場として利用していることございまして、その道路に対する、資材置場に対する土砂等の流出等はないように擁壁等をした上で、この場所を譲渡されることになっておりまして、別に問題はないように思います。

No.8上田上平野町ですが、保全管理をしておられ、田としての登記されております。面積が400㎡、これにつきましては、〇〇さんと、そして地元委員の同席をいただいて、確認をしたということございまして。あくまでも土砂仮置場での申請、新名神の工事に伴う仮置場になります。現地確認にそこへ赴いた際には、こんなところというようなところに田がございまして、その一角をお借りするという申請になっております。

なお、周りは保安林となっており、土砂等の搬出、搬入等について問題がないように擁壁等を打った上で土砂留めしてこれを活用するというごこと、また付近のその他等につきましては一切影響がないというような状況を確認した上で借りるという形になっております。以上、ご審議を賜りますようお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の真野普門三丁目につきましては、私が地元委員ですので、意見を述べさせていただきます。

No.1のこの件につきましては、事務局から説明していただきましたので、ほぼ意見はないのですけれども、隣接の農地が1件、三角形の小さい農地があります。ここは、何か水路のようなものが掘られています、別にこの農地には影響はないと思います。また、この水路を造り、全部既存の道路の横の水路に流す予定、図面では予定だと思っておりますけれども、その流し込まれる水路が道より南側の農業用水路になっていますので、できるだけ土砂、濁水は

流れないようにしていただきたいということを言いました。

それと、この農地を整地しているところ、白いところは盛土です。黄色いところが切土で、土を入れて整地するということですので、何もほかに影響することはなく何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、No.2の坂本八丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 先ほど、4条のところの説明させていただきました顛末案件絡みの案件です。

先ほどの坂本八丁目の土地につきましては、兄弟で3分の2と3分の1ずつ持たれており、5条申請によって、亡くなった弟さんの3分の1の持ち分を姉が相続する5条申請でございますので、何ら問題ないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.3の赤尾町につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委員 譲受人は、50歳代の後半でございまして、人生の後半20年は農業をしたいという新規就農者でございます。今般申請の畑地周辺の耕作田7反余りは、本年5月に3条申請で許可を得て取得されております。その田んぼには、花卉あるいは野菜苗を既に作付されておまして、農業を始めたばかりの状態ではございます。今般申請の畑地には、相続された譲渡人の倉庫、納屋が残っており、またこの畑地の周辺は譲渡人の田んぼでありまして、一部東南部において宅地に隣接しておりますが、境界の水路の補修、あるいは草刈りにより隣地への影響は及ぼさないようにする一方、この土地の排水は、敷地内に小さな池を掘りまして、調整池として、また下手には水路が通っておりまして、排水の問題等はございません。既設の納屋、これは先代が建てられた倉庫なり納屋ではありますけれども、これらを活用した本申請によります農地転用は、許可相当と判断するところでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.4、No.5の大石富川町につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委員 16号の4番、5番、大石富川町の物件ですけれども、この土地に関しては、先ほどから言われているように、何年も前から田畑として利用されることもなく、休耕状態になっていた土地でして、隣り合わせの農地に関して

も、またこれも同じように何年も前から全く田畑として利用されているということがない現状のところ、地権者に対してきちんと説明をされて、了承も得られているということです。また、隣り合わせのこの土地に関しても、同じように資材置場として話を進められている現状で、また来月ぐらいに申請すると言われていましたので、ゆくゆくはここに農地はなくなるというような土地です。また、横を流れている信楽川に関しても漁協、組合長に対して面談を行い、了承を得られているということです。今回の申請に関しては問題ないものと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No.6の太子一丁目、No.7の里一丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委員

まず、6番の太子の物件なんですけれども、現地立会いのときに、譲受人の土地から川を渡った農業用水路があったんですけれども、それが利用されているか、されていないかという確認をしておいてくださいという話を一日立会委員にされていたその結果を私はまだ聞いていないんですけれども、どうでしょうか。

事務局

現地調査の際に確認をお願いしたところでございますけれども、隣の水路をまたいでの農地につきましては、現在耕作をしていないため、ほとんどこの水路は使っていないということで、譲受人も敷地内を通っている部分につきましては、農業用水路に関して今後も清掃管理していくということでございましたので、特に問題はないかと思えます。

委員

分かりました。そういうことで、周辺の農地への影響はまず考えられないということですので、ご審議をお願いしたいと思います。

里一丁目7番の物件ですけれども、これはもともとこの物件の北側を譲受人が既に資材置場として使っております。隣接南側には、別の建設業者が資材置場として使っているという、そういう土地です。今年の7月に、農用地除外されていて、青地から白地が変わってしまっていて、それを受けて今回5条申請が出てきたという、そういう土地ですので、ほかの農地には特に影響はないかと思えます。簡単ですけれども、以上ご審議のほうをよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No.8の上田上平野町につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委員

去る10月23日、一日立会委員、事務局、それと私と地元推進委員とで立ち

会いをさせていただきました。現地は、新名神の天津ジャンクションと草津ジャンクションの間にある高台の、新名神側道の横手の2筆でございます。内容につきましては、既に先ほど説明がありましたとおり、新名神の発生残土を仮置きして、また本線に戻すという仮置きの土砂の搬入ということで、この手続がされております。隣接する田んぼは一段高かったのも、特に問題ないのですが、土砂を仮置きするというのも、汚濁の防止について〇〇の職員に聞きましたところ、沈砂池を設けて汚濁については十分注意をして排出するという確認をさせていただきました。数年前にも行ったということで、特に問題はないというように考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

委員 別に反対の意見ではないですけど、6番の太子町の造園業者のことで、92ページに、剪定の枝、刈草などの一時仮置場と書いているんですけど、本当に仮だけならいいんですけど、そのまま置いておいたら、木が朽ちて虫が湧いたり、カマキリが卵を産んだり、絶対周辺の農地には影響がないのかどうか。一時置場ということは、一旦置くだけで、またどこかへ持っていかれるのならいいのですが、ここで燃やされるのもいかがかと。一時置場という意味はどういう意味なのか不安だと思ったのと、それとその周りを見せてもらったら、何もないという感じはするんですけど、大津市の所有の土地等がたくさんあるので、これはどういうことなのか、少し疑問に思ったのでよろしくをお願いします。

委員 今の件につきまして、現地で確認をしましたところ、仮に置いた上で、物がたまれば、市の廃棄物処理という形でのごみで出すという話を聞いております。後処分につきましては市のほうで最終的に処分と。一時的にそこへ置くという状況ということですよ。

委員 追加ですが、所有が大津市になっていきますけれど、これは自治会館ですよ。ですから、そこで物が腐ったりすると、かなり住民から文句が出ると思います。だから、そういう意味では、委員がおっしゃるように、すぐにやってもらわないと困るかと思えます。

事務局長 補足します。

 まず、1つ目の一時置場というのは、大津市の淀の最終処分場のほうに、本来建築業者さん、もしくは公共物の剪定枝をリサイクルする置場があるんですよ。そこの置場は予約制になっておまして、順次待たないとなかなか入れないので、予約して待つ時間、一時的に置くという形を言っておられまし

たので、常々はそちらの最終処分場のほうに定期的に持っていくということ
でございます。

そして、もう一つ、89ページの①番のところに赤い屋根の建物があると思
います。これが公民館でございます、ここへ通る通路がずっと大津市所有
ということになっていきますので、そういった流れでございます。以上です。

議 長 ほかにご意見、ご質問はありますか。

 (なしの声)

議 長 それでは、ご意見が出尽くしたようですので、お諮りいたします。
No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
No.1は、許可することに決定いたします。

 続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、同No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、同No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、同No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、同No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No.7につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.7は許可することに決定いたします。
続きまして、No.8につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.8は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第17号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、こちらの議題につきましても一日立会委員に現地調査をしていただきましたので、農地法第5条農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 大石東三丁目の現地につきまして報告を申し上げます。
これにつきましては、譲渡人から、先ほど事務局から話もありましたように、〇〇という企業体への賃貸になっております。当日は地元委員と推進委員、5名一緒に現地確認させてもらいました。これにつきましては、従来から借りておられた分が認定の期間が過ぎるということで、まず3年間借用という形になっておりまして、現状につきましては、以前借りられた分の状況がそのままの形で、次にも借用するということになっておりますので、従来の申請をされた折の確認状況と合わせて、別に問題はないだろうというように確認をいたしました。ご審議を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いします。
こちらの大石東三丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 議案17号の変更承認ですけれども、これは今まで問題なく申請に基づいて行われていたことを、その状態で引き継ぐということですので、承認は問題ないと思います。また、申請については、現状許可をされているところの更

新申請ということもあり、改めて地権者に説明もされ、不具合の確認等もされておられるということですので、今回の申請に関しては何ら問題ないものと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
それでは、農地転用許可に係る事業計画の変更承認と農地法第5条第1項の規定による許可について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第17号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認及び農地法第5条第1項の規定による許可申請については許可することと決定いたします。

続きまして、議案第18号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はございますか。

(なしの声)

委員 8月に農地利用集積計画という説明を利用権設定という言葉で説明を受けて、農業従事者が申請をして、ここに諮問するということになっていると思うのですが、今回たくさん上田上、田上の分が出てきています。この申請書の中身で確認書というのが最後にあったと思うのですが、これはいつの時点において確認というものをするのですか。手順を教えてくださいませんか。

農林水産課 通常、まず申請者、地主と、それから借り受ける者、今回の場合でしたら利用権設定を受ける者、借手合意の上、その次のステップとして、農業委員、または推進委員、農業組合長、改良区もそうなんですけれども、その申請者のタイミングで確認の押印をしておられます。その後、農林水産課のほうに申請書を提出いただきまして、今回の農地利用集積計画案という形で取

りまとめをする流れとなっております。それで、今回出させていただいている分になるのですが、ちょうど期をまたぐタイミングでございまして、今回の案件については前期委員の押印をいただいている分になり、委員の分というと、現地は自分のところだけけれどというのは起こり得ることになるんですけれども、通常であれば、ここに来る前に地元委員なり推進委員のところに、あらかじめこの地図や、今回であったら25件なので、25枚確認をいただく手続となっております。以上です。

委員 そしたら、24期の委員が署名捺印をされた上で、今日出てきたということですね。結構時間がかかるのですね。

農林水産課 今回は、書類の調整の加減があったので、時間がかかりました。

委員 7月にこの利用権設定の件で1つだけ署名捺印したのが、9月に出てきたんです。これは、なぜ確認書に捺印していないのに出てきたのかと不思議に思って質問させていただきました。これは、いろいろなことがあって時間がかかったということなんですね。

あと、もう一つ、この確認書のところに、農業委員もしくは推進委員が署名捺印をという説明を受けました。それで、推進委員には、その周知はできているんですか。確かに8月の総会では農業委員は確認しないといけないと説明を受け、そのときに推進委員でもいいということをお聞きしたんですけど、そのことの推進委員に対する周知というのはどうなっているんですか。

農林水産課 推進委員に対する周知についても、全員お越しのタイミングだったと思います。

委員 7月の就任式と9月には推進委員は出席しておられました。この説明を受けたのは8月です。8月のときには農業委員しかいないので、推進委員には伝わっていませんし、9月の総会の後に、推進委員は来られてましたけど、その説明はなかったと私は記憶しているのです。ですから、文書で推進委員に配布してくれるとか、そういうことで周知のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

事務局長 推進委員には改めて通知という形で周知させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

委員 改めて通知していただくのに、1つ付け加えてほしいのですが、推進委員が署名されたら、農業委員に連絡を入れるというルールにしておいてほしいんです。でないと全然知らないのに、大量に出てきて、サインもしてないのに、何これというのがあったので。全部なくなりましたけど。そんなのも

あるので、早急に。

事務局長 分かりました。承知いたしました。

委員 この〇〇はもともと土木、建築が本業の株式会社ですが、一般の農業を主に置いた株式会社が参入してくるということは、いつ頃からできたものですか。

それと、現状これだけの面積をしっかりと管理して、地域の営農組合とか、そこらとうまくコンビネーションがいつているんでしょうか。比較的面積も大きいし、その辺、現状が分からないので、初歩的な質問ですけど、よろしくをお願いします。

農林水産課 いつからこういった別の系列の法人ができるようになったかという点について、正しくいつ、何年からこの法律でという説明ができません。ただ、この経営基盤強化促進法の適用がされるようになってから以降です。農地法とはまた別の法律ですけれども、この分の中では一定解除条件付という、撤退時の確認書を頂くという手続を経た上で、一般の法人でも借受けすることができるような立てつけになっております。

2点目、今回の〇〇の件ですけれども、これはマンションなど〇〇とほぼ同じ名前です。親子の会社になり、現地法人というかたちで〇〇となっています。ただ、現地法人ですけれども、従来からこの地域で、もともとこの地域にお住まいの方が、〇〇の看板を持った会社をバックにつけて、資金力などというのを活用して、法人というスタイルでやっているようなところで。ですので、現地の実態としては、地元の方が手広く借り受けてという状態からスタートしてとなっています。当然ながら、地元精通しているとは言いつつも、大規模な面積を担い手としてやっている状況ですので、地元の方が自分で耕作するほど、例えば草刈りとか、そういったメンテナンスが十分に行き届いているかといったら、そこら辺は難しい面もあるかとは思いますが、一定地元の、例えば転作などの合意も履行された中で、ここでやっておられるという認識をしております。以上です。

委員 今、圃場整備されている整備田は営農組合という組織があって、そこに〇〇が入っていくということは現実ないんです。ですから、整備田は農事組合法人の法人格を持った営農組合がきちっと、その区域についてはやっています。問題は未整備田、今ここに出ているのは未整備田ばかりなんです。整備したところも一部〇〇がやっているところもあるんですけど、〇〇のキャパが、私が見ている限りはそこそこ限界かなという状態です。ちらっとおっしゃったように、収穫するだけして、あとは畔や水路などそういうのも含めて、大分置いている部分が相当見受けられますし、これを受け付けるに当たっては、能力がどれだけあるかというの見極めてもらう一つの材料とし

ていただかないと。確かに担い手不足なので、どこかにやってもらわないと、ということは事実ですけど、それもそれなりに限界がある状態は見てとれますし、今後の課題としては、その辺を十分考えてお願いしたいと思います。以上です。

議 長 それでは、ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第18号 農用地利用集積計画については原案どおり決定いたします。

では、ここで農地系の審査を一旦終了いたします。

なお、議案第19号 大津市農業委員会規程の一部改正についてにつきましては、農業振興係の案件として、後ほど審議いたします。

それでは、続きまして報告案件です。

報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第19号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第20号 農地の転用事実等に関する照会について、以上を一括して事務局の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見、ご質問はございますか。

委 員 5条申請の転用の理由が資材置場というのが、全部資材置場なんですけど、去年の5条申請で出た物件を見ますと、1件につきましては里道もないのに、資材置場として承認されまして、現在草やぶで入っていけない、草やぶで放置されている圃場があったり、もう一件は近隣の農民から、産業廃棄物の埋立て地に利用をされているという訴えがあって、それも終わって今そのまま草やぶで放置されている物件があったりします。そして、今年7月以降、私農業委員をさせていただいてから、8月のこの総会で承認が下りました物件につきまして、資材置場として利用するための準備段階に入っているなどというのは見ていたんですけども、そのうち近隣の農地所有者から、既

にまた転売するということだと。8月に許可が下りたばかりの物件が、既に次の所有者に変わろうとしているので、こんなことが果たして許されているのかという思いがしまして、これは制度の不備とちがうのかなど。農地法自体の不備じゃないかなど。もし、何か有効措置なり、必要な、何とか制限がかけられないかなど、そんな思いがしましたので、あえて報告させていただきたいと思います。

今言いました転売の話は、まだ確定ではないんですけれども、近所の近隣の農地所有者から、申請人等からちゃんと説明を受けて、迷惑はかけないという約束をしているのに、違う第三者に渡った場合にどんなことになるのだろうかという、そういう不安の声を聞きましたもので、あえて報告させていただきました。もし、何か制度としてできることなら、何か考えていかないといけないという思いがします。

よろしくをお願いします。

事務局長

我々の制度という形では、農業委員会というところで結審した転用自体は目的を持ったもので、それを完了するという形が一つの制度でございます。これだけ毎月毎月このぐらいの規模でやってくると、いつまでという予定はいただいておりますが、これはあくまで予定ですので、それを確認して、我々ができるのは注意勧告ぐらいの話ですけれども、それが完了できていないならやってくださいよというような形で転用を図っております。

ただ、次は登記の話になるんですけれども、我々農地以外になりましたら、それを転用されるという期日というのは基本ございませんので、今のところその目的に沿う、沿わないは我々農業委員会のほうで一定注意勧告できるもの、それから以降の登記につきましては、我々のほうでもなかなか注意勧告できないような所在になっていきますので、制度的にこの辺の話も全国的にも問題になっているところがありますので、また我々は県、国を通じて制度のいかんをこれから確認していくことにはなると思いますので、よろしくをお願いします。

議 長

今局長が言っておられましたが、よろしいですか。

委 員

皆さん不安に思われる方が多いので、審査員になったもので申し上げただけで。資材置場で安易に、里道もあるからということで承認はしているんですけど、車1台が入っていけるような場所もないところまで資材置場にされているというのは、そもそもおかしい話で、そこまで何で許可したのかなどという、思いがしているものですから、それも含めて。

事務局長

恐らく、それは関津にあるところだと思います。そこにつきましても、これは大分議論にはなりましたし、議論をさせてもらいまして、一回流しているようなケースではございます。ただ、このときにその里道を通ってもよい

かどうかという議論を、担当している路政課が何の問題もなく通れますよというような話が一定ついたので、我々は、その先にある農地を利用しても構わないですよという、ここから以降はその路政との話の中で、何の構造物も入れずに行けるということでしたので、それでは仕方がないなど。それで、こっちの法面を切っていくと2m以上の確保ができたところなので、それでは仕方がないということでしたというように経緯もございますので、それは関係課と合わせて我々が協議をさせてもらった後の話ということになりますので、誠に疑問に思われる方はおられると思いますが、そういった議論もさせてはいただいているということです。

議 長 よろしいですか。
 それでは、ほかにご意見、この件に対して。

委 員 また別なんですけれども、報告第20号の件で、現地確認行かせてもらったのは僕なんですけど、前期までこの確認というのはありましたかね。法務局からの依頼を受けて、農業委員が立ち会って、現場確認をするというのは。先月と先々月と続けて僕は2回行かせてもらっていて、何か急に出てきたなというのが正直なところなんですけど。

事務局 すみません。確かに何年か前までは、そういう立会いをしていただかずに処理をしておったのもあったということは聞いていますが、農業委員さんにもそこは見ておいていただいたほうがいいだろうという話になりまして、最近はそういった照会があったときは、地元の委員さんにも立会いの下、確認をしていただいている案件にはなっています。

委 員 一応僕は前期もさせてもらっていて、初めてされる方やったらまたあれでしょうけれど、今までなかったのに、急に出てきたもので、通常がそれなんであれば致し方ないところなんかなどは思うんですけれども、事前にそういった説明とかはされないんですか。そういったことも今年度からやっていきましようねとか。

事務局長 この件につきまして、我々事務局が決するような話でなくて、これは法的にも委員会がそれを確認して決して、納税猶予の対象であったり、継続されたりということになってくるので、基本的にはやらなければいけない業務だったのが、いつの間にか我々事務局のほうをやっていたという話です。それで、再度この件につきましても、まとめて一度役員会も通じてもう一回お諮りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委 員 あともう一点いいですか。やらないといけない仕事やというのは理解しているのでいいんですけど、事務局と農業委員と推進委員まで立ち会って、山

林だと確認するだけの業務が、ほんまにその時間にそこに集まってやらないといけないことなんか。だったら、今タブレットもあるので、農業委員だけが行って写真撮ってでは駄目なのか。そこら辺も踏まえた上で、役員さんと議論をしてほしいなど。

事務局長 分かりました。ご意見ありがとうございます。

議 長 それでは、ほかに何かご意見はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ないようですので、10分間休憩します。

(休 憩)

議 長 再開します。

続きまして、農業振興系の議案です。

議案第19号 大津市農業委員会規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 以前に、私が推進委員をしていたときに、身分証明書の交付があり、写真を撮るという話でした。写真を撮るということは、身分証明書に写真をつけた上で配付するという話が、いつの間にか消えて、写真はなしになったという状況ですので、審査をされるのなら、そういうのもどうするか、その点を併せて審議をお願いします。

委 員 この裏面に入れたのは、遊休農地調査に端を発して話をしたことからで、入れてくれたのはありがたいですが、写真の議論については、土地の立ち入りについてはいろいろな法律、測量法とか、公共物の管理法、道路法、河川法など土地の立ち入りができる法律があるんですけども、ほとんどが今は写真つき、もしくはこれと写真のついた身分証明書両方を持っていくかになっているはずなんです。そうでないと、本人かどうか分からないというのはもちろん、確か測量法は多分写真と一緒にあったと思います。おっしゃるとおり、これだけでは本人かどうかというのは、今のこの時代、分かりにくいというのはあるので、次の段階ではそういうことは検討していただく

ほうがよいかなと思います。以上です。

事務局長 確かにこのような時代になり、何でも写真がついているようなことだと思います。今のこの形で一旦決めて、それから変更するか、後日、一括してご審議していただいて、写真つきにするか、その辺をまずは議論いただいて、結審していただけたらなと思います。まず、写真入りか写真なしかというところの結論と、そしてそれをいつの時期からという結論をしていただければ、私どもはそれで調整を図ろうと思います。いかがでしょうか。

委員 一定調整した結果なら、それはそれで踏襲したらいいと思います。写真を必ずつけなくてもいいということなら、それで別に構いません。写真という意見があったのでね。私も意見したまでです。

事務局長 そういうご意見があったので、まずは、皆さんでそこを決議していただいたらいいと思います。

委員 遊休農地調査を現在やっていますが、その遊休農地を確認するのに入るときに、民家の家へ無断で入っていくようなケースが出てくるわけです。怪しげな人物が勝手に誰なんだと。

こういうことが多々あるので、それを担保するために今回のこの委員会法第35条の条文を入れて、この人の身分確認、今までのものよりもさらに精度が高いものにしようというようなことが今回の目的ですね。であれば、実際我々がそれを担保できるかどうかの意見をみんな出し合ったらよいのではないのでしょうか。

委員 ○○委員がおっしゃったように、市街化の部分での調査をするとすると、市街化以外での見るところと違うんです。私の調査する中には、入ってもらったら困りますという一般の住民の方の家があるが、そこに入らないことには写真は絶対撮れない。いろいろ根掘り葉掘り言われて、これを見せていても、ああ、そうですか、私とこの農地は関係ない、頭からそんなことで、入らせてもらえないという状況がありました。写真はある程度インパクトがあるんです。今回調査した結果、本人に間違いはないと思って見てくれるという形があったほうがいいとつくづく思ったのです。

委員 私は今回から○○と○○と両方担当することになったんです。今まで私が担当していたところに新しい推進委員がおられますが、勝手に入っていったら怪しまれるといけないので、ついてきて欲しいと言われます。私は農業委員の帽子をかぶるだけで、認識してもらえますが、そこを担保するためには、○○委員が言われるように写真を入れて、この人は委員であるという証拠を作ったら、ある程度身分が担保できるのではないかと。

事務局

今申されたように、法的には通用するものであっても、皆さんが現場へ行きやすいような状態をつくるのが我々の責任でもありますので、そこを結審していただければ、今はまだ案ですので、今後改正させていただきます。皆さんで結審いただければいいかと思います。

写真については、改正前の住所、氏名、生年月日と書いてあるところの左側に写真が貼られて、その写真の横に住所、氏名、生年月日が載ってくるような形になります。大津市のほかの身分証明書を見ているのですけれども、写真が貼ってあるところと貼っていないところ、いろいろありまして、ただサイズについては写真付きでもおおむね8×6が多いみたいです。それで、写真を貼る場合、刷り込みではなく、写真を実際に貼り付ける場合は、ちぎりまで必要ですので、その内容でこの規程自体も写真のスペースをつかって例示した上でないといけませんので、今局長が言ったように、写真つきにするかしないかだけをご審議いただいて、なしなら、このままの規程の内容で通していただきたいと思っておりますし、写真つきのほうがいいということだと、再度、もう一度総務課協議の上で新たに出し直すことになると思っておりますので、その点お願いいたします。

議 長

分かりました。そしたら、写真つきか写真つきでないか。では、写真つきのほうの賛成の方、挙手でお願いいたします。

<採 決>

議 長

賛成多数で写真付きの方で決定させていただきます。

ついては、この議案は継続審議といたします

写真付きの証明ができるまで、免許証と併用していただいて、写真は免許証のか何か自分の顔の写った証明書を提示していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

次は、報告21号 広報誌「みどりのこだま」第93号について、事務局から報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

何かご意見ございますか。

<質疑・応答>

議 長

それでは、その他の報告に移ります。事務局、お願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。何かご意見、ご質問はございませんか。

<質疑・応答>

議 長 ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 では、ないようですので、マイクを司会にお渡しします。

委 員 皆さん、長時間にわたりましてお疲れさまでございました。そして、それぞれの案件の中で多くのご意見とか、あるいは要望等を出していただきまして、ありがとうございます。これにつきましては、また事務局のほうで一定整理をしていただいて、進めていただきたいなというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして第5回定例総会の全ての議案、報告事項を終了させていただきます。

皆様どうもありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（安井 善次 委員） 印

委 員（正田 富美子 委員） 印

委 員（万木 已壽 委員） 印